第32回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和6年3月19日 火曜日 午後1時30分 県庁11F 1109会議室

- 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を発した年月日
- (1) 招集者氏名 会 長 新谷 栄作
- (2) 議事事項
 - ① 小型いか釣り漁業(あかいか)の許可等について
 - ② 石川県資源管理方針の変更について
 - ③ くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかの令和6管理 年度における漁獲可能量の決定及び公表について
 - ④ 2月の許認可実績について
 - ⑤ その他
- (3) 通知を発した年月日 令和6年3月13日
- 3. 出席者

出席委員(14名)

会 長 新谷 栄作 会長代理 五十嵐誠一 委員 稲村 幸雄 委 員 小川 英樹 IJ 勝木 省司 IJ 坂下 優 IJ 杉野 哲也 IJ 中村 明子 中村 浩二 IJ 太田均 IJ 木戸 信裕 IJ 笹波 守勝 IJ IJ 中 浩二

橋本 勝寿

欠席委員(1名) 川島 和彦

水產課 沢田課参事、原田主任技師、川田技師

事務局 木本局長、山岸主任技師

- 4. 議事の顛末 別紙のとおり
- 5. 議決·報告事項
- (1) 小型いか釣り漁業(あかいか)の許可等について

(資料1参照)

①制限措置の内容等について(諮問)

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

- ②許可等の取扱方針の一部改正について 上記諮問にかかる許可等の取扱方針の一部改正を承認した。
- (2) 石川県資源管理方針の変更について(諮問) (資料2参照) 知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- (3) くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかの令和6管理年度 における漁獲可能量の決定及び公表について(諮問) (資料3参照)

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

(4) 2月の許認可実績について 水産課より報告を受けた。

(資料4参照)

6. 委員会終了時間 午後2時15分

第32回海区漁業調整委員会の議事の顛末

木 本 局 長

定刻となりましたので、第32回石川海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

なお、本日は、川島委員から欠席の連絡を受けております。

また、震災対応のため、水産課の藤原課長も欠席とさせていただいております。

それでは、開会にあたり、新谷会長からご挨拶をお願いします。

新谷会長

ご苦労様でございます。年度末の何かと忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。元旦の大震災から早79日となります。被害の大小、地域の事情等あるかと思いますが、行政の方からは復興の目処や目標等の計画的なものは示されておりませんが、これから春先に向けて漁の回数も増えていくことと思いますので、安全操業と事故の無いように頑張っていただくことを祈念いたします。

以上簡単ですが、本日もよろしくお願いいたします。

木 本 局 長

ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

最初に次第、次に資料-1「小型いか釣り漁業(あかいか)の許可等について」諮問文が先にあるもの、資料-2「石川県資源管理方針の変更について」こちらも諮問文があるもの、資料-3「くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかの令和6管理年度における漁獲可能量の決定及び公表について」こちらも諮問文があるもの、資料-4「2月の許認可実績について」、最後に参考資料として2月分の漁海況情報をおつけしております。

以上ですが、お手元におそろいでしょうか。

「全員、資料がそろっていることを確認後」

それでは新谷会長、議事の進行をお願いします。

新谷会長

本日の議事録署名人を杉野委員と木戸委員にお願いします。

「 両委員 了承]

新谷会長

では、議題1の「小型いか釣り漁業(あかいか)の許可等について」、 ①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、 ②許可等の取扱方針の一部改正についても説明をお願いします。

山岸主任技師

資料1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

「諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川田技師

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容について ご説明いたします。資料は右肩に資料1とあるものです。

まず2ページをご覧ください。今回ご審議いただく制限措置の漁業 許可は、小型いか釣り漁業(あかいか)です。

お示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太 枠の部分が、今回ご審議いただく内容である、許可又は起業の認可を すべき船舶等の数、遊休許可の枠数管理の数です。これについて3ペ ージでご説明いたします。

小型いか釣り漁業(あかいか)につきまして、こちらは遊休許可の 枠数管理から新規許可するものとなっております。県漁協加賀支所か ら1件の要望がありました。

現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記載のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の102件、うち遊休許可の名簿管理の数15件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は103件となります。遊休許可の名簿管理の数は15件と変わりません。これによって、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の6件から1件減って5件になります。

以上を踏まえ、2ページに記載の小型いか釣り漁業(あかいか)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を1、遊休許可の枠数管理の数を5とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年3月19日から令和6年4月18日までとします。なお、許可の取扱方針については、今回資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

新谷会長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

「質問なしつ

新谷会長

質問等がなければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、 妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて許可等の取扱方 針の一部改正について、案のとおり了承したいと思いますが、よろし いでしょうか。

「 異議なしの声]

新 谷 会 長

では、次に、議題2の「石川県資源管理方針の変更について」知事より諮問がきておりますので、説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師 | 資料 2 をご覧ください。 最初のページのとおり諮問文が来ておりま す。

「諮問文朗読〕

内容について、水産課より説明をお願いします。

原田主任技師

水産課の原田です。資料2を1枚めくっていただきまして、右肩に 別紙と書かれた資料をご覧ください。

石川県資源管理方針の変更について、12月の本委員会の際にも、 この変更について諮問・答申を頂きましたけれども、改めまして、石 川県資源管理方針というものが漁業法の改正に伴い、新たに作成する ことになった県の方針でして、国の資源管理基本方針とこの都道府県 の資源管理方針に基づきまして、現場での資源管理を進めていくこと になります。

いわゆる、本則というのがあるのですが、それ以外にもそれぞれの 資源、魚種について、具体的な管理内容を定めて別紙ということで随 時追加していくといった作りになっております。

2の石川県資源管理方針の内容というところありますけれども、そ の一番下の○別紙とありますけれども、本県関係の特定水産資源 TAC 魚種についてそれぞれ作成ということで、現状の TAC 魚種について は、既にそれぞれの資源に関する別紙があるのですが、それに加えて 矢印の部分、各魚種の管理の方針ということで、これは特定水産資源 に限ったものではなく、いわゆる TAC 魚種以外の魚種についても資源 管理を行っていくと、それにあたっては県として方針を作成して進め ていくことになります。

下の方に今回の変更点とありますが、石川県資源管理方針別紙の追 加ということで、資源管理協定の認定にあたり、対象資源の資源管理 方針を県の別紙に追加する必要があるため、当該資源の別紙を追加す る(計35種)と書いてあります。

これがどういったことかというと、資源管理計画というものがこれ までございまして、県の資源管理指針に基づいて、資源管理計画とい うものを漁業者がそれぞれ自主的に策定されて、その計画に基づいた 資源管理の履行が、例えば共済の上乗せ(積立ぷらす)やセーフティ ーネット、新リース事業の要件になってきたところでございます。こ れまでの資源管理計画が漁業法の改正に伴って、新たに資源管理協定 という形で進んでいくことになり、それにあたり資源管理計画を、あ くまで自主的な取組みとしてそれぞれ行っていくわけですけれども、 その自主的な取組みにあたっても、県の方で示した方針に従って資源 管理を進めていくことになりますので、この協定を認定するにあたっ ては、県の方で資源管理方針を定めていく必要があるということでご ざいます。

この上記の別紙というのは、国の資源評価が実施されている魚種、 現在、合計約200種を対象に資源評価が行われていますが、その資 源については、資源評価の内容に基づいて、目標を設定しております。 それ以外の魚種については、国としての資源評価は行われていません が、県内では漁獲対象になっており、比較的重要な魚種ということで、 自主的な資源管理の対象魚種になるものもございまして、そういった

ものついては県の資源動向について、今年度からは水産総合センターの方でとりまとめることになりましたので、その資源動向に従って目標を設定するという方向にしてございます。この目標というのは、資源評価の見直しも定期的に行われますので、そういったものに応じて、定期的に目標も見直していくことになります。

先にスケジュールをご説明しますが、今後のスケジュールとしては、今回、諮問答申いただきまして、水産庁への承認申請を行い、その後、公報登載によって告示として発出することになります。なお、大臣の承認申請手続きの段階で、軽微な修正の指摘等があった場合の対応は水産課に一任していただければと思います。

具体的な内容については、6ページ以降に新旧対照表を付けてございまして、赤字で記載してあるところが変わった部分になります。この書きぶりは国から示されている資源管理方針の策定例に基づいて作成してありますが、例えば資源水準が低いものについては中位以上に回復させるだとか、資源水準が十分なものはそれを維持するといったような目標設定になっております。

32ページをご覧ください。今回、資源管理方針の別紙を定める魚種の一覧になります。記載の魚種名というのは、標準和名や一般的な名称が記載されていますが、それについて隣に記載の系群名ですと、例えば、トラフグの場合はトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群とありますけれども、これは国の資源評価として、こういった系群で資源評価がなされているということでございます。そういったものを受けまして、県の別紙としては、こういった名称で管理を行いますというのが、4列目の水産資源の名称という部分になります。その隣、5列目に資源管理の目標がありまして、基本的には高位水準のものは高位水準を維持する、中位水準を維持するというようなものがございますのと、国の方でMSY 基準の資源評価が行われているのものにつきましては、それを基準に管理していくというものになっております。詳細はご覧いただければと思います。

資源評価も様々レベルがございまして、どこまで正しい評価が行われているかというのはまちまちではありますが、現場の状況と科学的な情報の両方を見ながら、順応的に資源管理を進めていくということで、とりあえずの目標をこうして定めているということです。

説明は以上です。

新 谷 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

中村 (明) 委員

資源管理の目標を定めているとありましたが、この目標を達成するための具体的な策は作られていくのでしょうか。

原田主任技師

まずはこの資源管理方針に基づいて、どう進めていくかということなんですけれども、まず1つあるのが、自主的な資源管理はこれまでも様々な取組みが行われておりまして、例えば定置網であれば網揚げ休漁や目合いの拡大等、底曳網であれば休漁区域の設定や体長制限等を行うなど、様々な取組みを実施していただいているところです。そういった取組みに関しても、ある程度の科学的な裏付け

といいますか、データによる裏付けのあるような形で、有効な取組みにブラッシュアップしていくためにも、県として一定の評価を行い、取組みの効果・検証、高度化に役立てていきたいといった趣旨でございます。

また、必要が生じれば、極端な話にはなりますが、海区委員会での指示や別の法的規制をかけることも在り得るかとも思いますが、現段階でそういったものを想定しているということはございませんで、これまでも行ってきた自主的な取組みを今後も続けていただき、さらに有効なものにしていただくと、そのために役立てていただければという趣旨とお考えいただければと思います。

中村 (明) 委員

とりあえずは、今回これを定めることによって、大きく何かを新しくしなければいけないということではないということでしょうか。

原田主任技師

直ちにということはございませんが、今後、各魚種の資源評価が出てくるに伴って、県全体としてどのように資源管理を行っていくかは考えていく必要がございます。そのようなことを受けて、取組みが不十分なのであれば、もう少ししっかりとした取組みを行っていただく、逆に資源が多く、もっと資源を有効に利用していく余地があるのではないかということになれば、制限を緩和するという方向にもなり得ると思います。資源状況に応じて運用の方向性を考えていくことになります。

新谷会長

他に質問が無ければ、知事から諮問の「石川県資源管理方針の変更について」は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「 異議なしの声]

新谷会長

では、次に、議題3の「くろまぐろ(大型魚)、くろまぐろ(小型 魚)及びするめいかの令和6管理年度における漁獲可能量の決定及び 公表について」知事より諮問がきておりますので、説明をお願いしま す。

山岸主任技師

資料3をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

「諮問文朗読」

内容について、水産課より説明をお願いします。

原田主任技師

水産課の原田です。資料3の34ページをご覧ください。

石川県のくろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和6管理年度における数量配分についてということで、この3魚種については、4月から3月の区切りで管理がおこなわれておりますので、令和6年4月からのTAC数量というものを今回公開することになっております。

概要としまして、くろまぐろ、するめいかそれぞれについて、くろまぐろの方は数量明示魚種ということで、県の枠が決まっている中で管理する魚種となっております。するめいかは現行水準魚種ということで、全国的に見ると比較的漁獲量が少ない方に入りますので、目安によって漁獲量をコントロールすることで資源管理を行うことになっております。

令和5管理年度のくろまぐろの当初配分数量は小型魚が75.8トン、大型魚が41.8トンということでして、令和6管理年度の国から示された当初配分数量は小型魚が75.8トン、大型魚が41.9トンとなっております。この数量というのは、基本的には国際約束で枠が決まっており、増枠もここしばらくかなわない状況となっており、端数が増えたところはありますが、昨年の当初配分数量とほとんど変わらない数量となっております。

令和5管理年度の現時点での変更後の数量も記載してありますが、 これは漁期の途中で小型魚と大型魚の交換や他県との融通を随時行っており、現在も手続きの途中であるため、今後も変わり得る数字で はありますが、参考としてお示ししてあります。

するめいかに関しては漁獲量を一定にする管理ということで、3年間はTACを固定し、次の3年間については、またTAC数量を変えて管理するといったやり方になっておりますので、今回は配分の変更がございません。

くろまぐろについては、県の数量をさらに県内の漁業種類別に配分を行いますので、その部分の説明をさせていただきます。まず、くろまぐろの資源管理方針の中で、TACの配分方針も書かれております。小型魚は数量規制開始前の漁獲実績の比率に基づいて、大型魚は直近の漁獲実績に基づいて配分することを基礎とすることとなっています。来遊状況に応じて不足が生じた場合には、留保から配分することとしております。昨年と比べて、今年の配分数量はほとんど変わっておりませんので、それぞれの漁業種類への配分もほとんど変わらないという状況でございます。

特にくろまぐろの小型魚については、国際管理によって厳しい管理が継続している状況もありまして、配分数量も内訳も変わらず、留保を2トン確保したうえで、定置網に67.8トン、釣り等の漁船漁業に6トンという配分案になっております。

大型魚も漁獲実績を見ると定置網がかなり多いところではありますが、近年、資源の増加もあり、釣りでも実績が増えてきているところもありますので、昨年より漁船漁業の当初配分数量を1トンから2トンに増枠したところでありますが、今年もそれを継続するということで、県全体の枠が41.9トン、うち留保4トン、定置網35.9トン、漁船漁業2トンという配分案になっております。

この配分数量について、管理年度途中における配分の基準ということで、国の留保からの再配分や他都道府県等との融通が実施された場合は、全量を定置網漁業の数量へ配分するということで、これまでと同様の運用を考えております。

今後の予定としましては、農林水産大臣の承認手続きを踏まえて決定することになりますので、3月末までに告示を行い、関係機関に通知することで考えております。最後のページに告示案が書かれており

ます。内容については説明のとおりとなっております。

新谷会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

「質問なしつ

新谷会長

なければ、知事から諮問の「くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかの令和6管理年度における漁獲可能量の決定及び公表について」は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新 谷 会 長

では、次に議題4の「2月の許認可実績について」、水産課より 説明をお願いします。

川田技師

資料4に基づき説明

新谷会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長

質問やご意見等がないようであれば、「その他」になりますが、 何かございませんか。

勝木委員

会長も冒頭でおっしゃられたように、震災から80日近くになります。具体的なスケジュール等は難しいと思いますが、輪島や珠洲の生業が正常に戻るには大分かかるのでしょうか。

坂 下 委 員

輪島港については、浚渫作業が始まったところであり、終わるのは7~8月頃と言われています。現在、荷上場に桟橋を設置しているところですが、まだかなり時間はかかると思います。

橋 本 委 員

沈んだ船を揚げる作業はかなり進んでいます。

操業については、珠洲では次の風の日から底びき網船が出漁します。輪島についてはいつ頃から出漁できるといった目処は立っておりません。先ほどありましたように桟橋も持って来ましたが、係船用の桟橋であり、そこで水揚げできるかというと難しいと思います。これからどうしていくか検討していき、なるべく早く操業できるようにしたいところですが、いつ頃までにどのくらい操業開始できるかの目処は立っていない状況です。現状、全船が一斉に操業するかの目処は立っていない状況です。現状、全船が一斉に操業を考えています。そうなると当然、売上げが下がります。漁業者がいなくなってしまえば、いくら施設を直しても意味がありませんので、なるべく漁業者を残したいということで、そこに対する手当を県の水産課にも入っていただきながら、国に要望しているところであります。

現状、具体的な目処については立っていないところですが、少しでも早く操業を再開できるよう、漁協としてもいろいろ動いているところです。

坂 下 委 員

輪番で操業を行い、売り上げが落ちた分については、とりあえず 共済でなんとかできればということですね。

橋 本 委 員

おそらく共済は使えないようです。共済的な考え方で新たなメニューを作っていただけないか要望しているところです。いずれにしても、沖に出ないことには要望も難しいので、できることを精一杯行ったうえで、それでもこれだけ売り上げが足りないということを示さないといけません。何とか漁師を守れないか、県の水産課にも入っていただいて国にいろんな形のお願いをしているところです。

木 本 局 長

港の復旧については、今ほどお話がありましたように、内浦側は 津波被害がありますけれども、国の災害査定がこれから入りまし て、準備ができたところから順番に復旧作業を進めていくことにな りますので、これから復旧作業が本格化していくことになります。

一方で、外浦側の隆起した港については、これまで経験したことのない事態だということで、どうしても時間がかかることになります。隆起した港をどうやって元に戻していくかについては、港だけではなく、集落をどうしていくかという話もありますので、漁業者や地元の市町も含めた協議会を立ち上げて、話し合いをこれから進めていこうという段階です。これについては1年、2年と時間をかけて結論を出していくことになるかと思います。ただ、そのような作業は3月からスタートする予定としております。

新 谷 会 長

その他何かございませんか。なければ、事務局からお願いします。

山岸主任技師

次回の委員会についてご連絡いたします。次回は4月16日(火)、 13時30分から、会場は石川県直江庁舎4階の会議室で開催したい と思います。

新谷会長

次回は4月16日ということで、お願いします。 以上をもちまして、本日の委員会を終了します。 ご苦労様でした。

会 長
署名委員

署名委員

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。